

TKCモニタリング情報サービス通信

利用件数38万件突破! 当サービスは、これからも税務・会計の専門家である税理士・公認会計士(TKC会員)の巡回監査に裏付けられた信頼性の高い財務情報を届けます



第53回TKC全国役員大会の様子

- 第53回TKC全国役員大会 会長講演 2
「会計事務所の経営革新 全部監査の効果的かつ効率的実施体制の構築」
TKC全国会会長 坂本孝司
- 地域金融機関と税理士の適切な役割分担が「地域金融力」の要に 10
埼玉りそな銀行執行役員(法人部担当) 井口淳也

会計事務所の経営革新

全部監査の効果的かつ効率的実施体制の構築

——不死身の高付加価値経営を実現するために

TKC全国会会長 坂本孝司

税理士の法的責任を前提に設計された

TKCのAIEージェントで安心して業務を行える

本日は、ご来賓や、会員のご家族もお越しと伺っております。会員だけでなく、ぜひ皆様にも「TKCの税理士とはどのような存在か」をお伝えできれば幸いです。

昨今、AIの話題が盛んですが、先ほど飯塚真規TKC社長から発表されたTKCのAIEージェントのコンセプトは、守秘義務などの法的責任を負う税理士が活用するAIはどうあるべきかを示した画期的なものでした。税理士業務に求められる安全性、責任、確認の流れを前提に設計されたTKCのAIEージェントを活用することで我々はこれ

からも安心して、胸を張って業務に取り組める——、心から晴れやかな気持ちになりました。

思い起こせば株式会社TKCの事業目的の1番目に掲げられているのが「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」です。飯塚毅博士は今から60年前、米国で金融機関がコンピュータを導入し、融資先企業の帳簿作成代行を受託しようとする動きに危機感を持ち、「コンピュータ革命から会計事務所を守る」との思いで日本でTKCを設立されました。本日の飯塚社長の発表を伺い、飯塚毅博士の先見性、そして創業から60年を経た今もなお「会計事務所を守る」という理念が継承されていることに感銘を受けています。

そうした思いを皆様と共有した上で、講演を始めさせていただきます。講演タイトルの「全部監査の効果的かつ効率的実施体制の構築」について、飯塚毅博士はかつて「効率的」という言葉を用いられましたが、AIを含めた今日の社会構造の変化を踏まえて、「効果的かつ効率的」な全部監査とはどのようなものかについてお話ししたいと思います。



I はじめに

「会計で会社を強くする」■TKC会員関与先の黒字割合の高さが実証。AI時代に価値を増す「現場職」としての月次巡回監査

まず、我々を取り巻く環境について確認します。中小企業は原材料価格や人件費の高騰など厳しい経営環境に置かれていますが、2024年から2025年にかけてTKC会員事務所の関与先企業の黒字割合は上昇しました（全体+0・9ポイント、KFS実践企業+1・1ポイント）。また、国税庁発表の2024年の日本全体の黒字法人割合が36・5%であるのに対し、KFS実践企業は57・0%に達します。これは我々が標榜する「会計で会社を強くする」の実証にはなりません。このことに自信を持つとともに、いまだ会計や税理士の力が経営に役立つことをご存じでない経営者への啓蒙にも引き続き取り組みましょう。

私は高市総理が本部長を務める「日本成長戦略会議」資産運用立国推進分科会委員として、本年1月から6月まで6回の会議に参加しました。中小企業の伴走者としての税理士の立場から提案を行い、6月に公表された「日本成長戦略（案）」には、①「適時に、正確な会計情報」の記述、②特例事業承継税制の恒久化の必要性、③認定支援機関の役割拡充（モニタリング強化型特別保証）、④日本の法人のボリュームゾーン（年商6億円以下が約92%）——が記述されました（7月21日に閣議決定）。これは、我々の訴えが社会的評価を得た結果であり、とりわけ「適時に、正確な会計情報」が明記されたことは極めて大きな意義を持ちます。昨今、AIによる雇用再編の報道が盛んで、米国で会計士から配管工へ、いわゆるホワイトカラーからブルーワーカーへ転

職し、収入が大幅に増えたニュースが注目されました。一見シヨッキングですが、ここで重要なことはAIの時代においてブルーワーカーとは単なる肉体を使った仕事という意味ではなく、現場で細かな作業や判断を伴う価値の高い「現場職」であるという点です。米国の会計事務所が中小企業・小規模企業に提供する業務は丸抱えの記帳代行が中心で、我々のように月次巡回監査を行っていません。我々が現場で経営者と対話し数字を活用する巡回監査はまさに現場職そのものです。人間にしかできない現場職の価値がAI時代に一層高まることは明らかです。

II 会計事務所業界の二極化（丸抱え体制と月次巡回監査体制）

帳簿の証拠力確保と、税理士の4大業務（税務会計保証経営助言）実践が「不死身の高付加価値経営」の基盤となる

近年、会計事務所業界の二極化が顕著です。インターネット上には「AIがバックオフィス業務を代行」「経理を丸投げして事業成長へ」といった広告が溢れています。ただ、この記帳代行や起票代行を中心とする「会計事務所の効率化のみを追求する丸抱え型事務所」と、「関与先への指導・啓蒙を重視する会計事務所」の二極化は、1971年のTKC全国会創設期から不変の構図です。AI時代を迎えてもその本質は変わりません。

丸抱え型事務所は、自事務所内のAI・DX推進に主眼を置き、記帳・起票代行をデジタル化して顧客の大量獲得を目指します。経営者の会計リテラシー向上などの啓蒙を行うこともなく入力代行に終始するため、経営助言なども形だけにならざるを得ません。税理士法等の違反の恐れすら生じます。

一方、月次巡回監査を基盤とするTKC会員事務所は、税理士法第2条の3を踏まえて関与先企業と併せてシームレスにAI・DXを推進し、一気通貫のクラウドシステムにより事務所内の生産性向上と高付加価値サービス提供を目指します。

顧客の大量獲得を狙う丸抱え型大規模事務所を脅威に感じる必要はありません。我々は、理念を同じくする全国約1万2000名の会員と約6万名の職員が大同団結することで専門家集団の強みを発揮し、いわば日本最大級のビッグファームとして確固たる地位を築くことができます。丸抱え型事務所とは今後一線を画し、経営者を指導・啓蒙する。そして記帳(入力)作業は関与先自身がAIを活用して省力化を図り、我々は帳簿の証拠力を確保した上で、税理士の4大業務(税務・会計・保証・経営助言)を同時提供する——。これこそがAI時代にも揺るがない「不死身の高付加価値経営」であり、我々が進むべき道です。

Ⅲ 巡回監査の本質

**飯塚毅博士が警告した巡回監査不実施の違法性(税理士法45条2項違反)
分水嶺になるのは「税理士として通常確認すべき書類等の確認」**

TKC全国会では現在、「月次決算体制の構築がすべての基本」を運動方針に掲げ、①月次巡回監査の実施関与先を増やす、②FXクラウドシリーズでTKC方式の自計化を推進する、③月次決算速報サービスを活用し、自己資本比率の向上を支援する——に取り組んでいます。

巡回監査を考案した飯塚毅博士は、「毎月厳格な月次巡回監査を実施しないでよい条件」として次の三つを挙げています(飯塚毅

「巡回監査の発想」『TKC会報』1973年5月号、1頁。

① 関与先が現場で作成する会計資料について処理に関する税法会計学上の諸基準を熟知していること。

② その熟知する内容を正確に実行する意思をもっていること。

③ 企業の内部統制が確立していること。

しかし同時に飯塚毅博士は、「わが関与先でこの3条件を完全に備えた企業はあるか。残念乍ら1社も無い」と述べ、「巡回監査の不実施は、イコール、会計資料の不備不正を承知の上で、税理士業を営むことを意味し、明らかに専門家としての義務(税理士法第45条2項)に抵触して違法だ」と警告されました。東北帝国大学法文学部法科(現東北大学法学部)出身の飯塚毅博士は、厳格に会計、税理士業務を捉えていたと考えられます。税理士法第45条2項は、相当の注意義務を欠いて不真正な税務書類を作成した場合の懲戒を定めていることから、「業務の根底に違法を内包していたのでは、いざ鎌倉のときには、陳弁して逃げ廻る他あるまい。税理士事務所を不死身のものとするのが先決問題だ」と説き、「税理士にとって唯一無二の成功の条件は、全部監査(試査ではなく)の効率的実施体制が作れたかどうかに係る」と強調されています。

本日のテーマ「全部監査の効果的かつ効率的実施体制の構築」において重要なのは、「効果」と「効率」の順序です。ドラッカー博士が述べるように、効果(Effectiveness)とは「正しい事を行うこと(Doing the right thing)」、効率(Efficiency)とは「物事を正しく行うこと(Doing things right)」です(Drucker, Peter F. (1966) The Effective Executive)。まず正しい事を行い、その上で効率化を図る——。税理士業務において「正しい事」とは、真正の事実を探索し相当注意義務を果たすことにほかなりません。

全部監査の実施とそれに費やす時間・コストの低減は、一見両立しないように見えます。しかし我々は、AIを駆使して時間・コストを抑えつつ全部監査を断行するという両立したい課題を乗り越えていく必要があります。

近年の税理士法第45条2項による懲戒事案を調べると、共通している言葉があります。それは、「税理士として通常確認すべき書類等の確認をすることなく、真正の事実を反する申告書を作成した」として処分が下されていることです。この「税理士として通常確認すべき書類等の確認」が分水嶺です。「税理士として」とは善管注意義務の履行をいい、松沢智第二代全国会会長によれば、「職業専門家としての知識経験に基づき、周到な注意力をもつてすれば、通常は予見し得るにもかかわらず、注意力を欠き、予見し得なかったものをいう」とされます。また、「通常確認すべき書類等」とは、全会計取引に関する証憑や関係帳簿をいいます。「確認」とは法的に見れば事実認定であり、単なる形式的な証憑との照合にとどまらず、取引の経済実態まで踏み込んだ吟味を行うことです。したがって他に手段があれば別ですが、「税理士として通常確認すべき書類等の確認」を行う最良の手段は、現地・現物・現人に基づく巡回監査であるとの理解に至ります。『TKC会計人の行動基準書（第四版）』には「巡回監査とは、関与先を毎月及び期末決算時に巡回し（現地）、会計資料並びに会計記録の適法性、正確性及び適時性を確保するため、会計事実の真実性、実在性、網羅性を確かめ（現物）、かつ指導することである（現人）」と規定されています。この三現主義こそ巡回監査の本質であり、AI時代において「人間にしかできない現場職」の根幹です。

真正の事実探求義務・相当注意義務・懲戒処分との関係を整理

したのがスライド1であり、ここが最大の肝です。真正の事実に基づいて申告した場合は、確認を怠っていても税理士法違反に問われません。問題は、真正の事実を反して申告書を作成してしまった場合です。「通常確認すべき書類等の確認」を「行つた」と主張できれば、相当注意義務は履行されているため違反に問われませんが、「怠つた」となれば、相当注意義務不履行として違反に問われます。飯塚毅博士が警鐘を鳴らされた「いざという時に逃げ廻る」という事態を避ける

■スライド1

Ⅲ 巡回監査の本質

7. 税理士法が求める相当の注意義務履行の最低許容ライン



図表1 真正の事実探求義務・相当注意義務・懲戒処分との関係

真正の事実	税理士として通常確認すべき書類等	相当の注意義務	税理士法第45条第2項
真正の事実に基づいて税務代理若しくは税務書類の作成をした場合	確認を行う	履行	違反に問われない
	確認を怠る	不履行	違反に問われない
真正の事実を反して税務代理若しくは税務書類の作成をした場合	確認を行う	履行	違反に問われない
	確認を怠る	不履行	違反に問われる

4大業務提供の基盤を形成

税理士法の許容レベル

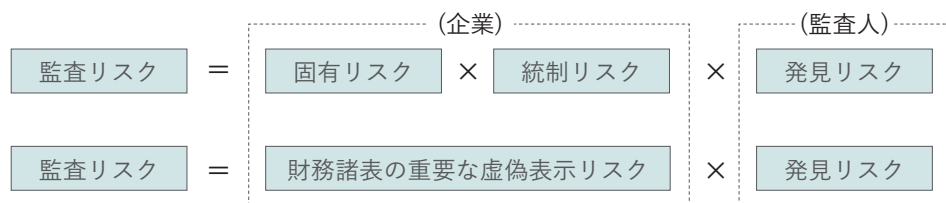
IV リスク・アプローチ

1. 会計監査

関与先の帳簿書類の信頼性には、①会計責任者の税法会計知識、②経営者の納税意識、③内部統制の整備状況によってさまざまなグラデーションが認められます。

それゆえに、全部監査の効果的かつ効率的な実施を図るためには、会計監査論で確立されているリスク・アプローチの理論を参考にすることは有用です。

図表2 会計監査におけるリスク・アプローチ



作成：坂本孝司

固有リスク	関連する内部統制が存在していないとの仮定の上で、財務諸表に重要な虚偽の表示がなされる可能性をいい、経営環境により影響を受ける種々のリスク、特定の取引記録及び財務諸表項目が本来有するリスク
統制リスク	財務諸表の重要な虚偽の表示が、企業の内部統制によって防止又は適時に発見されない可能性
発見リスク	企業の内部統制によって防止又は発見されなかった財務諸表の重要な虚偽の表示が、監査手続を実施しても発見されない可能性

©TKC全国会 2026

ためにも、税理士は全部監査を前提とした三現主義による巡回監査が求められているのです。

IV リスク・アプローチ

全部監査の効果的かつ効率的実施——全取引を見るといふ監査の「幅」を維持し、企業の実態に応じて監査の「深さ」に濃淡を付ける

ここで全部監査とは、もともとは監査対象項目のすべてを検査するという監査の適用方法を意味し、「一切の会計取引（広義の会計記録）を、いちいち証憑・関係帳簿について検査（完全照合）すること」を意味していました（神戸大学会計学研究室編『第六版会計学辞典』同文館出版、2007年7月）。しかし、全部監査は、監査論で長年取り扱わないテーマであり続けたため、その全体像は必ずしも明確ではありません。「一切の会計取引」という監査対象の「幅」を示すものの、監査の「深度」（照合を含む監査手続・監査技術の内容）は曖昧なままです。私の理解では、全取引を見るといふ「幅」を維持しつつ、監査手続の「深度」は、関与先の経理体制等に応じて濃淡を付けてよいというものです。関与先の帳簿書類の信頼性には①会計責任者の税法会計知識、②経営者の納税意識、③内部統制の整備状況——によるグラデーションが認められることを踏まえ、私は全部監査を「効果的かつ効率的」に実施するために、会計監査論におけるリスク・アプローチの手法を税務監査（巡回監査）に応用することを『TKC会報』2026年4月号「巻頭言」で提唱しました。

かみ砕いて申し上げると、会計監査論ではスライド2の通り、監査リスクを「固有リスク×統制リスク×発見リスク」で評価

■スライド3

IV リスク・アプローチ

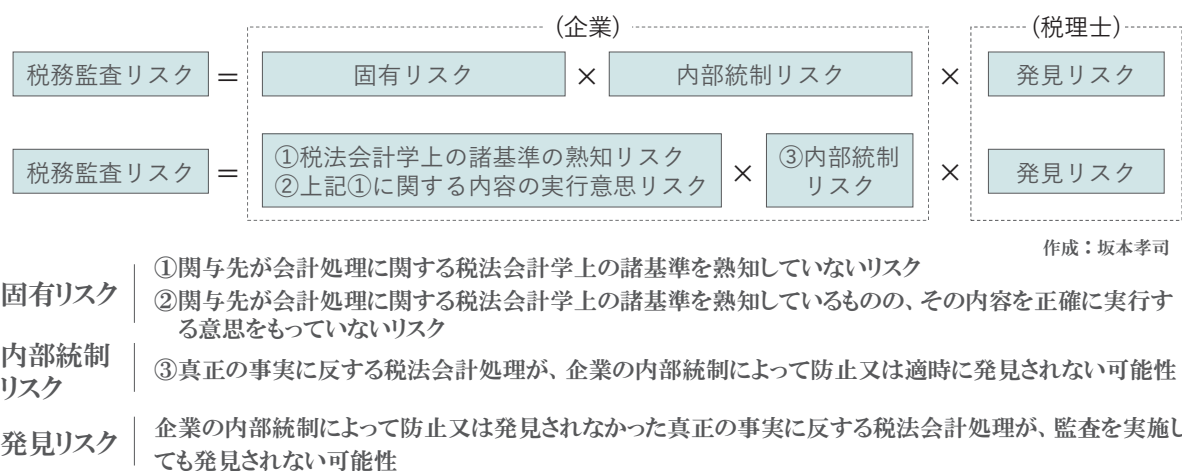
2. TKC方式のリスク・アプローチ(税務監査)



会計監査は批判的監査の立場に立ち、経営助言などの非監査業務の同時提供は原則として禁止されています。

一方で、**巡回監査は指導的立場**に立っており、会計担当者や経営者への指導・啓蒙や内部統制構築の指導など、固有リスクや内部統制リスクの低減に関する指導も主要な業務です。

図表3 TKC方式のリスク・アプローチ



→ 固有リスクと内部統制リスクを低減させる指導・啓蒙が重要です。

©TKC全国会 2026

します。「固有リスク」(企業側)は、内部統制が存在しないとの仮定で、財務諸表に重要な虚偽の表示がなされる可能性をいいます。「統制リスク」(企業側)は、それが内部統制で防止・発見されない可能性をいいます。「発見リスク」(監査人側)は、それを監査人が発見できない可能性をいいます。例えば、固有リスク50%、統制リスク30%の場合、企業内のリスクは15%となります。これに、発見リスクが20%とすると、最終的な監査リスクは3%(50%×30%×20%)となります。

これを中小企業の税務監査に当てはめると、スライド3の通り、税務監査リスクは「固有リスク×内部統制リスク×発見リスク」となります。「固有リスク」(企業側)は、飯塚毅博士の言葉を借りれば、関与先が税法会計学上の諸基準を熟知していないリスクおよびその内容を正確に実行する意思がないリスクです。「内部統制リスク」(企業側)は真正の事実と反する税法会計処理が、企業の内部統制によって防止又は適時に発見されない可能性であり、「発見リスク」(税理士側)は、それが監査で発見されない可能性をいいます。

経理担当者や経営者への啓蒙など、固有リスクと内部統制リスクを下げる指導は我々の主要業務となります。固有リスク低減には、今後その企業固有の情報が蓄積されるTKCのAIEーエージェントが、経理担当者への指導・啓蒙を支援してくれます。内部統制リスク低減についても、現金取引を極力減らすことや電子化された証憑を仕訳に紐付ける、追加・修正の履歴が残る会計システムを導入する——などその指導は多岐にわたります。何より毎月の巡回監査自体が強力な牽制となり、内部統制の最大の補強となります。固有リスクと内部統制リスクの低減に関する助言・指導は税理士による経営助言の本丸です。

企業側のリスクを下げられれば、発見リスクをコントロールしやすくなります。固有リスクおよび内部統制リスクが低い（真正の事実と反する税法会計処理が行われる可能性が低い）と判断したときは、発見リスクを高めに設定し、（詳細ではなく）適度な監査手続を実施することが可能となります。元金融庁公認会計士・監査審査会会長の千代田邦夫先生が「仕訳の『後』ではなく『前』にエネルギーを注ぐことが重要」と指摘される通りです。関与先の企業体質の強化（会計で会社を強くする）は、そのまま会計事務所の「全部監査の効果的かつ効率的実施体制の構築」につながります。

事前に関与先ごとの監査計画を入念に行い、リスクが低い企業には適度な監査手続にとどめ、リスクが高い企業には深度の深い手続を行う。深度が深まるほど監査証拠の証明力は高まりますが、時間・コストも増大します。したがって、全取引を見るという監査の「幅」を維持しつつ、企業の実態に応じて監査の「深さ」（監査の詳細度）に濃淡を付ける。これが「効果的かつ効率的な全部監査」の実践的理論です。

V 「三現主義」

三現主義に基づく巡回監査とTKCシステムによる「正確な会計情報」で企業を支援しよう

これまで述べてきたように、三現主義に基づく巡回監査こそ税理士自身を守り、「不死身の高付加価値経営」を実現させる基盤となります。企業の経済取引の実態を正確に把握し、税務・会計の観点から正しい処理を促すには、形式的な書類確認だけで

なく、現実在即した検証と対話が不可欠です。法律論・監査論の観点からも最終的に残るのは、現地・現物・現人の三現主義です。この本質を押さえてデジタルとアナログを融合させ、効果的かつ効率的な全部監査の実施体制を構築することが重要です。「税理士の4大業務」は、月次巡回監査とTKCシステムに支えられています。AI時代を生き抜くにはTKCのクラウドシステムを関与先に導入し、インフラを整えることが先決です。関与先自身が入力し、税理士が三現主義による巡回監査で事実認定を行う体制構築こそがAI対応の基本です。私が博士号を取得した経営情報科学には「Garbage in, Garbage out : ゴミを入れれば、ゴミしか出てこない」という格言があります。丸抱え型事務所のように現場にも行かずに勘定科目を決め、棚卸しもせずに作成されたようなデータをAIに入れても、正しい結果は得られないということです。正確な会計情報でなくして、どうして保証業務や経営助言業務などが行えるでしょうか。

2013年にオックスフォード大学のオズボーン准教授が発表した論文『雇用の未来』を契機に、「税務申告書作成代行者（Tax Preparers）はAIに代替され、消失するのではないか」「近い将来、税理士という職業がなくなるのではないか」という議論が巻き起こりましたが、これは冒頭述べたように米国のような起票・記帳代行業務を指した話です。日本の税理士とりわけTKC会員が行う巡回監査は「現場職」であり、三現主義に基づく事実認定、広範な会計制度全般を取り扱う専門的な指導業務などは人間の役割として今後も残る領域です。飯塚真玄TKC名誉会長は「確かにデータメな会計帳簿と決算書（らしきもの）でよければ自動作成できるだろう。だが、会計法令に完全準拠した正しい会計帳簿と決算書となると、それらをすべて

■スライド4



おわりに 三現主義がAIとの差別化につながる 現場職の仕事はAI時代も生き残る

現場作業は、AIやロボットによる代替が困難です。現地・現物・現人に基づく事実認定と助言指導はAI代替可能性は極めて低いです。

専門家的業務 ～ 税理士の4大業務 ～

- 税務申告書の作成、税法・法令の解釈と適用
- 決算書の作成、商法・会社法の解釈と適用
- 書面添付制度、中小会計要領の活用
- 経営助言・財務分析、認定支援機関業務



現場職 ～ 三現主義に基づく巡回監査 ～

- 巡回監査(関与先への現地訪問)
- 証憑の現物確認・事実認定
- 経営者への指導・啓蒙
- 経理担当者への初期指導

税理士の業務は、税理士の4大業務に基づく専門家的業務と三現主義に基づく巡回監査を中心とした現場職業務を兼ね備えた仕事であり、AIに代替されない。

税理士は、AIに代替されない。

日本の成長を支える存在として、さらなる活躍を期待する。

第25・26代財務大臣・金融担当大臣 片山 さつき

自動作成することは不可能である」(飯塚真玄著『とこしえ』百選) 2016年、467頁)と断言されています。自由民主党TKC議員連盟会長代行の片山さつき財務大臣・金融担当大臣も拙著『税理士の未来(新版)』―新たなプロフェッショナルの条件』中央経済社、2026年)の帯に「税理士は、AIに代替されない。日本の成長を支える存在として、さらなる活躍を期待する」と寄せてくださいました。税理士の業務は「税理士の4大業務」に基づく専門家的業務と三現主義に基づく巡回監査を中心とした現場職業務を兼ね備えた仕事である――これが結論です(スライド4)。

最後に、江戸時代の儒学者である佐藤一斎の『言志四録』の言葉を紹介します。

一燈を提げて暗夜を行く。

暗夜を憂うること勿れ。

只だ一燈を頼め

周囲が暗闇に包まれ、先が見えない状況であっても恐れることなく、信念を掲げて進めばよいといった意味です。力強く、励まされる言葉ではありませんか。

AI時代においては、単純な記帳代行業務は急速に自動化されていきますが、中小企業の経営に寄り添い、伴走する税理士の使命は決してAIに代替されることはありません。我々TKC会員は目先のニーズに迎合する丸抱え型ではなく、月次巡回監査を断行し、税理士のために設計されたTKCによるAIを活用して「税理士の4大業務」を堂々と提供することで、中小企業を支援していきましょう。

会員の皆様の力強い運動展開を期待いたします。

埼玉りそな銀行

井口淳也執行役員(法人部担当)に聞く

■とき…令和8年7月31日(金)

■ところ…埼玉りそな銀行本店

地域金融機関と税理士の適切な役割分担が「地域金融力」の要に

「地域から最も必要とされ、選ばれ続ける道德銀行へ」を目指す埼玉りそな銀行。同行執行役員(法人部担当)を務める井口淳也氏をTKC関東信越会埼玉3支部の代表が訪ね、地域金融力強化への取り組みなどについて語り合った。その中で、井口氏は金融庁が公表した「地域金融力強化プラン」に記載された金融機関による経理業務の受託について客観性を確保しながら、税理士の作成した信頼性の高い財務情報を活用して企業支援を行うべきだと述べた。

**答えはお客さまの中に必ずある
事業発展のご支援を第二に考える**

—— 本日はインタビューをお引き受けいただきましてありがとうございます。
はじめに、井口さまのご経歴とバンカー



井口淳也執行役員(法人部担当)

として大切にされていることを教えてください。
ださい。

井口 就職氷河期といわれた時代でしたが、私はさまざまな業種のお客さまと関わる仕事がしたいと考え、縁あって平成7年に、旧あさひ銀行に入行しました。キャリアの中で特に印象に残っているのは、資金運用セクションのデューリングルームで、米国債トレーダーを務めた経験です。この時、金利や為替のマーケットに對峙して得た「想定外を想定する力」や「為替・金利に関する知見」は、現在の仕事にも活かしています。

バンカーとしての原点になっている出来事は、やはり平成15年の「りそなショック」です。経営危機に直面し、りそなグループは大きな転換点を迎えました。不

安の中で、私たちを支えてくださったのは、他でもない地域のお客さまでした。この経験があるからこそ、「何があっても、お客さまへの恩返し、事業の発展のご支援を第一に考える」という想いが信念となりました。では、お客さまに恩返しをするためには何が必要か。その答えは「お客さまの話を徹底的に聴く」ということでした。銀行員は、得てしてお客さまの前で、自ら多くを語りがちです。

しかし、「答えはお客さまの中に必ずある」と私は考えます。限られた面談の時間の中で、お客さまご自身が新たな気づきを得るよう心掛けています。税理士の皆さまとも同じ目線で、お客さまと向き合うことができれば企業支援の質は一層向上するものと考えています。

——御行とTKC関東信越会埼玉3支部は、長年にわたり中小企業支援に向けて信頼関係を築いてくれました。その取り組みに率先して尽力されてきた石岡顧問からお話いただけますか。

石岡 御行との関係で画期的だったのは、経営者保証免除の取扱いを全国に先駆けて開始されたことです。「TKCモニタリング情報サービス」(MIS)を利用する法人で、添付書面や中小会計要領チェックリスト、記帳適時性証明書などを提出し、所定の審査を満たした企業を対象とするものです。こうした取り組みは、金融機関と税理士の連携による中小企業支援の重要性が社会に広まる一助になったと感じています。

月次巡回監査をベースにしたMISは 銀行業務になくはないインフラ

——この6月末時点で、TKC会員事務所から御行に対し2730件の決算データおよび月次試算表データがMISを通じて提供されています。この実績を踏まえ、MISをどのように捉えているかお聞かせください。

井口 月次・決算データを迅速かつ正確にお届けいただけることに加え、税理

士による適正な会計処理に基づく財務情報を活用できる、月次巡回監査をベースにしたMISは、当社にとって大変有益な仕組みです。銀行業務になくはないインフラとなっており、ありがたいと考えています。また、与信判断にとどまらず、地域企業と金融機関とTKC会員事務所をつなぐ重要な情報基盤として定着していると認識しています。

私たちは、頂いた信頼性の高い財務情報を基に、次のステップとなる地域企業の価値向上への貢献、そして、地域課題の解決に向けて取り組んでいます。

富澤 私たちは、関与先企業の決算書の信頼性向上に貢献するために毎月の巡回監査と月次決算を実施しています。金融機関の皆さまにその価値を感じていただいていることを嬉しく思います。



金融機関と税理士がそれぞれの専門性を 発揮することが重要

——ここからは、金融庁が昨年12月に公表した「地域金融力強化プラン」について伺っていきます。

萩原 当プランの「Ⅱ 地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決」ではいくつかの施策が示され、地域金融機関は有効な支援を適切に選択していくことが重要とされていますが、御行が具体的に取り組まれていることをお聞かせください。

井口 私たちは「地域企業との価値共創」を重要な経営課題と位置付け、事業承継、M&A、DX推進、創業支援、

出席者 (敬称略)

■ 埼玉りそな銀行

執行役員 (法人部担当兼プライベートバンキング部担当) **井口 淳也**

法人部企画グループ
担当マネージャー **阿相 樹**

■ TKC関東信越会

埼玉中央支部支部長 **島村 仁**

埼玉東支部支部長 **富澤 雅治**

埼玉西支部支部長 **萩原 武馬**

埼玉中央支部顧問 **石岡 正行**

■ 株式会社TKC

TKC関東信越統括センター長 (司会進行)

新垣 全

経営改善・事業再生支援など、金融の枠を超えた伴走型支援を推進、強化していきます。例えば、今年5月に開始された企業価値担保権については、すでに複数先での活用に取り組んでいます。不動産担保や経営者保証に過度に依存することなく、企業の将来性や事業価値を評価する新たな金融手法として、地域企業の成長を後押しする重要な仕組みです。いずれにしても私たちが活動する際の主語はあくまで「地域のお客さま」であり、それが「埼玉りそな」と地域を社名に掲げている当社としての役割と認識しています。

島村 「地域金融力強化プラン」の

「7. 地域企業へのDX支援の推進」では、労働力の減少によって地域企業の生産性が低下する中でDXを推進することの重要性が語られ、「地域企業のデジタル化とデータ利活用的高度化を一層支援できるように、金融機関の業務としてITコンサル支援や経理業務の受託を位置付ける（監督指針の改正による明確化）」と記載されました。この点について、金融機関と我々税理士の共通目的ともいえる地域企業の支援を踏まえ、今後どのような役割分担や連携を目指すべきとお考えでしょうか。

井口 地域企業のDX推進は、単なる

システム導入ではなく、業務効率化や生産性向上を通じて人材不足をはじめとする経営課題の解決に資する重要な取り組みであると認識しています。当社も、デジタルツールや決済DXの導入支援を通じて地域企業の成長を後押ししています。



金融機関は融資や経営支援を担う立場として、客観性を確保しながら、信頼性の高い財務情報を活用して企業支援を行うことが重要であると考えています。同時に、決算書に込められた数字の背景にある企業の実態や経営者の思いなどを理解し、企業支援に生かすことも重要と認識しています。

税理士の皆さまには会計・税務の専門家として適正な財務情報の作成や経営助言を担っていただき、金融機関はその情報を基に資金供給やDX支援、事業承継

支援、経営改善支援などを提供していく。地域企業へのDX推進を本質的な支援とするためにもそれぞれの専門性を発揮することが望ましいと考えています。

富澤 井口さまのおっしゃる信頼性の高い財務情報の提供のために我々TKC会員は、引き続き毎月関与先を訪問し、三現主義（現地・現物・現人）による巡回監査の実施に取り組んでいきます。

井口 地域企業の課題解決や成長支援においても、税理士をはじめとする外部専門家との連携は不可欠と考えています。金融庁の「地域金融力強化プラン」においても、多様なプレイヤーとの連携による企業支援の重要性が示されており、当社もその考え方に強く共感しています。

特に経営改善や事業再生の局面では、税理士の皆さまが把握されている財務情報や経営者との対話を通じた知見が重要な役割を果たします。金融機関が資金供給や事業支援を担い、税理士が会計・税務の専門性を発揮することで企業の課題を早期に把握し、適切な支援につなげる。スタートアップ企業や成長企業の支援においても、資金調達に加え財務管理体制の整備や企業価値向上に向けた支援が重要です。今後もTKC会員の皆さまとの連携を一層深化させ、それぞれの専門性



埼玉りそな銀行井口淳也執行役員(右から3番目)を囲んで。左に石岡正行顧問、島村仁支部長、阿相樹マネージャー。右に富澤雅治支部長、萩原武馬支部長。

TKC会員と連携して「予兆管理」を強化し、より実効性の高い伴走支援を行いたい

——今年の3月にスタートした「モニタリング強化型特別保証制度」への対応についてお聞かせください。

井口 モニタリング強化型特別保証制度は、金融機関、保証協会、税理士等の支援機関が連携し、企業の経営状況や資金繰りの変化を早期に把握することで、適切な経営支援につなげる制度であり、地域企業の持続的な成長を支える有効な仕組みであると認識しています。当社においても、本制度を重要な支援メニューの一つと位置付け、営業店への周知・推進を進めるとともに、経営改善支援や成長支援における外部専門家との連携強化に取り組んでいます。本制度の特徴は、認定経営革新等支援機関と連携し、継続的なモニタリングを通じて経営課題の早期発見・早期対応を図る点にあります。

経営者の一番近くで、本音や小さな変化に気づくことができるのは税理士の先生方です。企業が深刻な経営課題に直面してから対処するのと、事前に対処するのでは、提供する支援の選択肢が変わってきます。私たちが税理士の皆さまに一番期待するのは、「予兆管理」です。私はディールングループ時代に、「想定外を想定しろ」と当時の上司から言われました。主要国の関税政策の動向や地政学的リスクが高まっている状況に対しても早期発見・早期対応を念頭に置き、対処していくことが重要です。その意味

で、企業の財務状況を日頃から把握する税理士の皆さまとの連携により、「予兆管理」を強化できることは、より実効性の高い伴走支援の実現に不可欠であると考えています。

石岡 モニタリング強化型特別保証制度は、TKC会員が基本業務として取り組んでいる月次での業績管理の支援が前提となっています。今後も経営課題の早期発見・早期対応に取り組んでいきます。また、企業の持続的な成長のために、最近創設されたファミリーガバナンス制度にも連携して対応していくことが重要だと思います。

井口 そうですね。企業の成長に資する支援を一緒にしていけたらと思います。——最後に改めて、TKC会員へのメッセージをお聞かせください。

井口 私は、経営者を尊敬してきました。そして、その経営者を支え続けているTKC会員の先生方にも、同じように敬意を持っています。TKC会員の皆さまとの連携を一層深め、地域企業の持続的な成長と地域経済の発展に貢献していきたいと考えています。今後どうぞよろしく願います。

(司会進行／TKC関東信越統括センター長
新垣 全 構成／TKC出版 垂澤永吉)

金融機関の皆さま向けサイトに新たなコンテンツを掲載しています

金融機関とTKC会員事務所が連携し、
地域企業の成長支援や経営改善支援に取り組む事例を
掲載しています。ぜひご覧ください。



▶ 限界利益に着目した業績管理と
データの適時開示
事業転換を支える
企業・税理士・金融機関の連携事例



▶ 金融機関の支援力を最大化するカギ
中小企業の課題解決に向け、
税理士と連携する時代へ



▶ <https://www.tkc.jp/tkcnf/finance/>



株式会社TKCは、FIT2026に参加します!

[FIT(Financial Information Technology)](金融国際情報技術展)は、金融総合専門誌『ニッキン』を発行する日本金融通信社
が主催する国内最大の「金融機関のためのITフェア」です。

大阪会場

※9月3日に開催したセミナーの配信情報

- **配信期間**: 2026年9月25日(金)~10月16日(金)
- **概要**: 北おおさか信用金庫にご登壇いただき、地域企業のDX支援事例、連携戦略についてご紹介いただきました。

配信期間中は、ニッキン社のサイト「digital FIT」から視聴申込みと視聴が可能です。

ご参考

過去のFITセミナーは
下記からご確認ください。

▶ <https://www.tkc.jp/fx/bank/>



東京会場

- **開催日**: 2026年10月15日(木)・16日(金)
※株式会社スカイコムと共同出展いたします。
- **セミナー**: 2026年10月16日(金)11:20~12:00
- **会場**: 東京国際フォーラム
- **概要**: 常陽銀行にご登壇いただきます。地域企業のDX支援事例、連携戦略についてご紹介いただきます。

TKCモニタリング情報サービス活用事例

視聴申し込みいただいた方にご視聴用URLをメールでお送りします。

- **FIT2025** 足利銀行の活用事例(2025年10月10日 東京会場での講演)
- **FIT2025** 栃木県信用保証協会の活用事例(2025年10月10日 東京会場での講演)
- **FIT大阪2025** 尼崎信用金庫の活用事例(2025年9月4日 大阪会場での講演)

●お問い合わせ先

「TKCモニタリング情報サービス」 金融機関別 利用申込件数一覧

令和8年8月31日現在

金融機関名		本店所在地	サービス開始日	利用申込件数	
				決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
政府系金融機関					
1	日本政策金融公庫(国民生活事業)	東京都	平成30年10月	54,797	8,175
2	日本政策金融公庫(中小企業事業)	東京都	令和 2年12月	8,936	—
3	商工組合中央金庫	東京都	平成29年 7月	8,643	2,390
都市銀行					
1	三菱UFJ銀行	東京都	平成29年 2月	5,296	1,133
2	三井住友銀行	東京都	平成29年10月	4,301	638
3	りそな銀行	大阪府	平成29年10月	3,553	520
4	みずほ銀行	東京都	令和 元年 9月	3,445	570
5	埼玉りそな銀行	埼玉県	平成29年10月	2,384	471
地方銀行・第二地方銀行（上位50行）					
1	静岡銀行	静岡県	平成29年 3月	5,043	1,572
2	八十二長野銀行	長野県	平成30年 5月	4,195	891
3	北洋銀行	北海道	平成29年 1月	3,799	541
4	足利銀行	栃木県	平成28年10月	3,686	963
5	千葉銀行	千葉県	平成29年 2月	3,508	680
6	中国銀行	岡山県	平成28年12月	3,324	673
7	北陸銀行	富山県	平成29年 4月	3,310	463
8	京都銀行	京都府	平成30年 7月	3,284	659
9	群馬銀行	群馬県	平成29年 1月	3,238	613
10	常陽銀行	茨城県	平成28年10月	2,655	544
11	広島銀行	広島県	平成28年11月	2,636	449
12	第四北越銀行	新潟県	平成29年 7月	2,594	736
13	西日本シティ銀行	福岡県	平成29年 5月	2,544	393
14	あいち銀行	愛知県	平成31年 3月	2,533	488
15	栃木銀行	栃木県	平成28年10月	2,494	572
16	武蔵野銀行	埼玉県	平成30年 8月	2,445	457
17	山陰合同銀行	島根県	平成28年11月	2,399	483
18	鹿児島銀行	鹿児島県	平成29年 7月	2,295	498
19	名古屋銀行	愛知県	平成31年 2月	2,277	381
20	北國銀行	石川県	平成28年11月	2,275	377
21	七十七銀行	宮城県	令和 元年 6月	2,228	722
22	福岡銀行	福岡県	平成29年 3月	2,204	424
23	伊予銀行	愛媛県	平成28年11月	2,093	384
24	横浜銀行	神奈川県	平成28年12月	2,017	251
25	東邦銀行	福島県	平成29年 1月	1,992	365
26	百五銀行	三重県	平成28年10月	1,923	356
27	北海道銀行	北海道	平成29年 4月	1,874	259
28	京葉銀行	千葉県	平成29年 8月	1,854	349
29	十六銀行	岐阜県	平成28年12月	1,783	342
30	滋賀銀行	滋賀県	平成29年 1月	1,782	415
31	関西みらい銀行	大阪府	平成29年10月	1,775	228
32	きらぼし銀行	東京都	平成29年 7月	1,728	264
33	清水銀行	静岡県	平成29年 4月	1,694	712
34	三十三銀行	三重県	平成28年10月	1,638	302
35	大垣共立銀行	岐阜県	平成28年10月	1,612	288
36	池田泉州銀行	大阪府	平成29年 5月	1,600	238
37	トマト銀行	岡山県	平成28年12月	1,574	345
38	大光銀行	新潟県	平成29年 6月	1,471	496
39	沖縄銀行	沖縄県	平成28年11月	1,465	165
40	琉球銀行	沖縄県	平成29年12月	1,417	187
41	筑波銀行	茨城県	平成29年 3月	1,415	255
42	福井銀行	福井県	平成28年10月	1,397	203
43	東和銀行	群馬県	平成28年10月	1,386	309
44	秋田銀行	秋田県	平成29年 5月	1,361	225
45	山口銀行	山口県	平成28年11月	1,353	276
46	百十四銀行	香川県	平成28年12月	1,335	220
47	宮崎銀行	宮崎県	平成28年11月	1,319	189
48	十八親和銀行	長崎県	平成29年 5月	1,302	157
49	岩手銀行	岩手県	平成30年 4月	1,291	247
50	仙台銀行	宮城県	平成28年12月	1,289	540
上記以外の地銀・第二地銀			計	34,558	7,112

※個人事業者の申込も件数に含まれます。

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
信用金庫（上位30庫）				
1 浜松磐田信用金庫	静岡県	平成29年 1月	2,989	904
2 京都信用金庫	京都府	平成28年11月	2,545	730
3 多摩信用金庫	東京都	平成29年 8月	2,409	525
4 埼玉縣信用金庫	埼玉県	平成30年12月	2,322	441
5 京都中央信用金庫	京都府	平成29年 1月	1,864	431
6 しずおか焼津信用金庫	静岡県	平成29年 6月	1,831	819
7 西武信用金庫	東京都	平成28年12月	1,560	312
8 大阪シティ信用金庫	大阪府	平成30年 5月	1,508	173
9 岐阜信用金庫	岐阜県	平成28年10月	1,448	237
10 島田掛川信用金庫	静岡県	平成30年11月	1,367	576
11 城北信用金庫	東京都	平成30年 5月	1,345	218
12 北海道信用金庫	北海道	平成29年 3月	1,344	173
13 広島信用金庫	広島県	平成30年 6月	1,329	149
14 横浜信用金庫	神奈川県	平成29年12月	1,311	119
15 尼崎信用金庫	兵庫県	令和 2年 2月	1,292	171
16 大阪信用金庫	大阪府	令和 元年12月	1,289	134
17 巣鴨信用金庫	東京都	平成29年 5月	1,269	227
18 飯能信用金庫	埼玉県	平成29年 6月	1,246	272
19 東京東信用金庫	東京都	平成29年 1月	1,206	182
20 川崎信用金庫	神奈川県	平成29年11月	1,177	103
21 朝日信用金庫	東京都	平成28年10月	1,140	136
22 城南信用金庫	東京都	平成30年 2月	1,117	149
23 おかやま信用金庫	岡山県	平成29年 9月	1,116	290
24 碧海信用金庫	愛知県	平成30年 7月	1,028	209
25 岡崎信用金庫	愛知県	平成28年10月	1,023	215
26 青梅信用金庫	東京都	平成28年12月	966	208
27 帯広信用金庫	北海道	平成29年 1月	947	86
28 鹿児島相互信用金庫	鹿児島県	平成30年 9月	935	248
29 北おおさか信用金庫	大阪府	平成31年 1月	931	169
30 瀬戸信用金庫	愛知県	平成29年 2月	919	136
上記以外の信用金庫		計	56,865	12,463

信用組合（上位5組合）				
1 長野県信用組合	長野県	平成28年10月	1,209	442
2 茨城県信用組合	茨城県	平成29年12月	794	119
3 広島市信用組合	広島県	平成30年 2月	498	44
4 兵庫県信用組合	兵庫県	平成30年12月	459	93
5 新潟縣信用組合	新潟県	平成30年11月	396	103
上記以外の信用組合			計	8,435 2,084

信用保証協会（上位5協会）				
1 北海道信用保証協会	北海道	令和 元年 6月	3,296	372
2 東京信用保証協会	東京都	令和 4年 4月	2,688	616
3 愛知県信用保証協会	愛知県	平成29年 5月	2,447	438
4 静岡県信用保証協会	静岡県	平成28年12月	2,285	934
5 岐阜県信用保証協会	岐阜県	平成30年 7月	1,382	231
上記以外の信用保証協会			計	19,758 5,672

金融機関業態区分別集計

金融機関業態区分	全金融機関数	モニタリング情報サービス利用金融機関		
		金融機関数	利用申込件数	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
1 都銀・政府系	10	10	94,508	14,390
2 地銀・第二地銀	95	94	144,264	29,258
3 信用金庫	254	247	99,638	21,205
4 信用組合	129	80	11,791	2,885
5 信用保証協会	51	48	31,856	8,263
6 その他	—	26	604	204
合計	539	505	382,661	76,205

「TKCモニタリング情報サービス」 全国の採用金融機関一覧(505機関)

令和8年8月31日現在
都道府県別、金融機関コード順

■ 都市銀行等

みずほ銀行
三菱UFJ銀行
りそな銀行
三井住友銀行
商工組合中央金庫
日本政策金融公庫(国民生活事業)
日本政策金融公庫(農林水産事業)
日本政策金融公庫(中小企業事業)
沖縄振興開発金融公庫

■ 北海道

北海道銀行
北洋銀行
北海道信用金庫
室蘭信用金庫
空知信用金庫
苫小牧信用金庫
北門信用金庫
伊達信用金庫
北空知信用金庫
日高信用金庫
渡島信用金庫
道南うみ街信用金庫
旭川信用金庫
稚内信用金庫
留萌信用金庫
北星信用金庫
帯広信用金庫
釧路信用金庫
大地みらい信用金庫
北見信用金庫
網走信用金庫
遠軽信用金庫
北央信用組合
札幌中央信用組合
空知商工信用組合
十勝信用組合
釧路信用組合
きたそらち農業協同組合
東神楽農業協同組合
十勝清水町農業協同組合
鹿追町農業協同組合
北海道信用保証協会

■ 青森県

青森みちのく銀行
東奥信用金庫
青い森信用金庫
青森県信用保証協会

■ 岩手県

岩手銀行
東北銀行
北日本銀行
盛岡信用金庫
一関信用金庫
北上信用金庫
花巻信用金庫
水沢信用金庫
岩手県信用保証協会

■ 宮城県

七十七銀行
仙台銀行
杜の都信用金庫
宮城第一信用金庫
石巻信用金庫
仙南信用金庫
気仙沼信用金庫
石巻商工信用組合
古川信用組合
仙北信用組合

■ 秋田県

秋田銀行
北都銀行
秋田信用金庫
羽後信用金庫
秋田県信用組合
秋田県信用保証協会

■ 山形県

荘内銀行
山形銀行
きらやか銀行
山形信用金庫
米沢信用金庫
鶴岡信用金庫
新庄信用金庫
北部信用組合
山形中央信用組合
山形第一信用組合
山形県信用保証協会

■ 福島県

東邦銀行
福島銀行
大東銀行
会津信用金庫

郡山信用金庫
白河信用金庫
須賀川信用金庫
ひまわり信用金庫
あぶくま信用金庫
二本松信用金庫
福島信用金庫
福島県商工信用組合
いわき信用組合
相双五城信用組合
会津商工信用組合
福島県信用保証協会

■ 茨城県

常陽銀行
筑波銀行
水戸信用金庫
結城信用金庫
茨城県信用組合
茨城県信用保証協会

■ 栃木県

足利銀行
栃木銀行
足利小山信用金庫
栃木信用金庫
鹿沼相互信用金庫
佐野信用金庫
大田原信用金庫
烏山信用金庫
真岡信用組合
那須信用組合
栃木県信用保証協会

■ 群馬県

群馬銀行
東和銀行
高崎信用金庫
桐生信用金庫
アイオー信用金庫
利根郡信用金庫
館林信用金庫
北群馬信用金庫
しものめ信用金庫
あかぎ信用組合
群馬県信用組合
ぐんまみらい信用組合
群馬県信用保証協会

■ 埼玉県

埼玉りそな銀行
武蔵野銀行
埼玉縣信用金庫
川口信用金庫
青木信用金庫
飯能信用金庫
熊谷商工信用組合
埼玉県信用保証協会

■ 千葉県

千葉銀行
千葉興業銀行
京葉銀行
千葉信用金庫
銚子信用金庫
東京ベイ信用金庫
館山信用金庫
佐原信用金庫
房総信用組合
銚子商工信用組合
君津信用組合
東日本信用漁業協同組合連合会
千葉県信用保証協会

■ 東京都

きらばい銀行
東日本銀行
朝日信用金庫
興産信用金庫
さわやか信用金庫
東京シティ信用金庫
芝信用金庫
東京東信用金庫
東栄信用金庫
亀有信用金庫
小松川信用金庫
足立成和信用金庫
東京三協信用金庫
西京信用金庫
西武信用金庫
北部信用組合
昭信信用金庫
東京信用金庫
城北信用金庫
瀧野川信用金庫
東陽信用金庫
青梅信用金庫
多摩信用金庫
文化産業信用組合
東京厚生信用組合

東信用組合
江東信用組合
青和信用組合
中ノ郷信用組合
七島信用組合
大東京信用組合
第一勧業信用組合
PayPay銀行
東京信用保証協会

■ 神奈川県

横浜銀行
神奈川銀行
横浜信用金庫
かながわ信用金庫
湘南信用金庫
川崎信用金庫
平塚信用金庫
さがみ信用金庫
中米信用金庫
中南信用金庫
神奈川県医師信用組合
神奈川県歯科医師信用組合
神奈川県信用保証協会
横浜市信用保証協会
川崎市信用保証協会

■ 新潟県

第四北越銀行
大光銀行
新潟信用金庫
長岡信用金庫
三条信用金庫
新発田信用金庫
柏崎信用金庫
上越信用金庫
新井信用金庫
村上信用金庫
加茂信用金庫
新潟縣信用組合
興業信用組合
はばたき信用組合
協栄信用組合
巻信用組合
新潟大米信用組合
ゆきぐに信用組合
糸魚川信用組合
魚沼農業協同組合
新潟県信用農業協同組合連合会
えちご上越農業協同組合
新潟県信用保証協会

■ 富山県

北陸銀行
富山銀行
富山第一銀行
富山信用金庫
高岡信用金庫
新湊信用金庫
にいかわ信用金庫
水見伏木信用金庫
砺波信用金庫
石動信用金庫
富山県医師信用組合
富山県信用組合
富山県信用保証協会

■ 石川県

北國銀行
金沢信用金庫
のと共栄信用金庫
はくさん信用金庫
興能信用金庫
金沢中央信用組合
石川県医師信用組合
石川県信用保証協会

■ 福井県

福井銀行
福井信用金庫
敦賀信用金庫
小浜信用金庫
越前信用金庫
福井県信用保証協会

■ 山梨県

山梨中央銀行
甲府信用金庫
山梨信用金庫
山梨県民信用組合
都留信用組合
山梨県信用農業協同組合連合会
山梨県信用保証協会

■ 長野県

八十二長野銀行
長野信用金庫
松本信用金庫
上田信用金庫
諏訪信用金庫

飯田信用金庫
アルプス中央信用金庫
長野県信用組合
長野県信用農業協同組合連合会
長野県信用保証協会

■ 岐阜県

大垣共立銀行
十六銀行
岐阜信用金庫
大垣西濃信用金庫
高山信用金庫
東濃信用金庫
関信用金庫
八幡信用金庫
岐阜商工信用組合
飛騨農業協同組合
飛騨信用組合
益田信用組合
めぐみの農業協同組合
岐阜県信用保証協会
岐阜市信用保証協会

■ 静岡県

静岡銀行
スルガ銀行
清水銀行
静岡中央銀行
しずおか焼津信用金庫
静岡信用金庫
浜松磐田信用金庫
沼津信用金庫
三島信用金庫
富士宮信用金庫
島田掛川信用金庫
富士信用金庫
遠州信用金庫
静岡県医師信用組合
静岡県信用農業協同組合連合会
ハイナ農協信用組合
静岡県信用保証協会

■ 愛知県

あいじ銀行
名古屋銀行
名古屋信用金庫
豊橋信用金庫
岡崎信用金庫
いちい信用金庫
瀬戸信用金庫
半田信用金庫
知多信用金庫
豊川信用金庫
豊田信用金庫
碧海信用金庫
西尾信用金庫
蒲郡信用金庫
尾西信用金庫
中日信用金庫
東春信用金庫
愛知県医師信用組合
豊橋商工信用組合
愛知県中央信用組合
愛知県信用保証協会
名古屋信用保証協会

■ 三重県

三十三銀行
百五銀行
北伊勢上野信用金庫
桑名三重信用金庫
紀北信用金庫
三重県信用保証協会

■ 滋賀県

滋賀銀行
滋賀中央信用金庫
大浜信用金庫
湖東信用金庫
滋賀県信用組合
滋賀県信用保証協会

■ 京都府

京都銀行
京都信用金庫
京都中央信用金庫
京都北部信用金庫
京都信用保証協会

■ 大阪府

関西みらい銀行
池田泉州銀行
大阪信用金庫
大阪シティ信用金庫
大阪商工信用金庫
永和信用金庫
北おおさか信用金庫
枚方信用金庫
のぞみ信用組合
近畿産業信用組合

■ 兵庫県

但馬銀行
みなと銀行
神戸信用金庫
姫路信用金庫
播州信用金庫
兵庫信用金庫
尼崎信用金庫
日新信用金庫
淡路信用金庫
但馬信用金庫
西兵庫信用金庫
中兵庫信用金庫
但陽信用金庫
兵庫県医療信用組合
兵庫県信用組合
淡陽信用組合
兵庫県信用農業協同組合連合会
兵庫県信用保証協会

■ 奈良県

南都銀行
奈良信用金庫
大和信用金庫
奈良中央信用金庫
奈良県信用保証協会

■ 和歌山県

紀陽銀行
新宮信用金庫
さのくに信用金庫
和歌山県農業協同組合

■ 鳥取県

鳥取銀行
鳥取信用金庫
米子信用金庫
倉吉信用金庫
鳥取県信用保証協会

■ 島根県

山陰合同銀行
島根銀行
しまね信用金庫
日本海信用金庫
島根中央信用金庫
島根益田信用組合
島根県農業協同組合
島根県信用保証協会

■ 岡山県

中国銀行
トマト銀行
おかやま信用金庫
水島信用金庫
津山信用金庫
玉島信用金庫
備北信用金庫
古備信用金庫
備前日生信用金庫
笠岡信用組合
岡山県信用保証協会

■ 広島県

広島銀行
もみじ銀行
広島信用金庫
呉信用金庫
しまなみ信用金庫
広島市信用組合
広島県信用組合
両備信用組合
広島県信用保証協会

■ 山口県

山口銀行
西京銀行
秋山口信用金庫
西中国信用金庫
東山口信用金庫
山口県信用組合
山口県信用農業協同組合連合会
山口県農業協同組合
山口県漁業協同組合
山口県信用保証協会

■ 徳島県

阿波銀行
徳島大正銀行
徳島信用金庫
阿南信用金庫
徳島県信用保証協会

■ 香川県

百十四銀行
香川銀行
高松信用金庫
観音寺信用金庫
香川県信用組合
香川県信用保証協会

■ 愛媛県

伊予銀行
愛媛銀行
愛媛信用金庫
宇和島信用金庫
東予信用金庫
川之江信用金庫
うま農業協同組合
愛媛たいき農業協同組合
愛媛県信用保証協会

■ 高知県

四国銀行
高知銀行
幡多信用金庫
高知県信用保証協会

■ 福岡県

福岡銀行
筑邦銀行
西日本シティ銀行
北九州銀行
福岡中央銀行
福岡信用金庫
福岡ひびき信用金庫
大牟田柳川信用金庫
筑後信用金庫
飯塚信用金庫
田川信用金庫
大川信用金庫
遠賀信用金庫
福岡県信用保証協会

■ 佐賀県

佐賀銀行
佐賀共栄銀行
唐津信用金庫
佐賀信用金庫
伊万里信用金庫
九州ひぜん信用金庫
佐賀東信用組合
佐賀西信用組合
佐賀県信用保証協会

■ 長崎県

十八親和銀行
長崎銀行
たちばな信用金庫
長崎三菱信用組合
西海みずき信用組合
長崎県信用保証協会

■ 熊本県

肥後銀行
熊本銀行
熊本信用金庫
熊本第一信用金庫
熊本中央信用金庫
天草信用金庫
熊本県信用組合
熊本県信用保証協会

■ 大分県

大分銀行
豊和銀行
大分信用金庫
大分みらい信用金庫
日田信用金庫
大分県信用組合
べつび日出農業協同組合
大分県信用保証協会

■ 宮崎県

宮崎銀行
宮崎太陽銀行
宮崎第一信用金庫
延岡信用金庫
高鍋信用金庫
宮崎県信用保証協会

■ 鹿児島県

鹿児島銀行
南日本銀行
鹿児島信用金庫
鹿児島相互信用金庫
奄美大島信用金庫
鹿児島興業信用組合
奄美信用組合
鹿児島県信用農業協同組合連合会
鹿児島みらい農業協同組合
鹿児島県信用保証協会

■ 沖縄県

琉球銀行
沖縄銀行
沖縄海邦銀行
コザ信用金庫
沖縄県信用保証協会

『TKCモニタリング情報サービス通信』のバックナンバーは
TKCグループホームページでご覧いただけます。

URL : <https://www.tkc.jp/fx/bank/magazine/>



『TKCモニタリング情報サービス通信』Vol.77

発行日 令和8年9月30日

発行所 株式会社 **TKC** SCG営業本部
東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル5F

本誌に関する問い合わせ(部数追加・送付先変更等)

TEL : 03-3267-0622(金融機関専用ダイヤル)

E-MAIL : fintech.banks@tkc.co.jp

担当 : 中村・井上